

官民データ活用推進基本計画について



平成29年7月7日（金）

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

官民データ活用推進基本法制定の背景

超少子高齢社会における諸課題の解決

データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出
データに基づく行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の改革

サイバーセキュリティ基本法

データ流通における
サイバーセキュリティ強化
(平成26年制定)

①

データ流通の拡大
AI、IoT関連技術の開発・
活用促進

②

個人情報保護法

パーソナルデータを安全
に流通させるため、**個人
情報を匿名加工情報に加工し、安全な形で自由に
利活用可能とする制度創設**
(平成27年改正)

原則ITによる効率化等

③

生成、流通、共有、活用される
データ量の飛躍的拡大

官民データ活用推進基本法
(平成28年12月14日施行)

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

目的 官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
- ◆ **基本理念**
 - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る
 - ②**自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
 - ③**官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
 - ④官民データ活用の推進に当たって、
 - ・**安全性及び信頼性の確保**、国民の**権利利益**、**国の安全**等が害されないようにすること
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**
 - ・**多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**
 - ・**AI、IoT、クラウド**等の先端技術の活用
- ◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務**
- ◆ **法制上の措置等**

附則

- ◆ 施行期日は公布日
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定
- ◆ **都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定**
- ◆ **市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）**

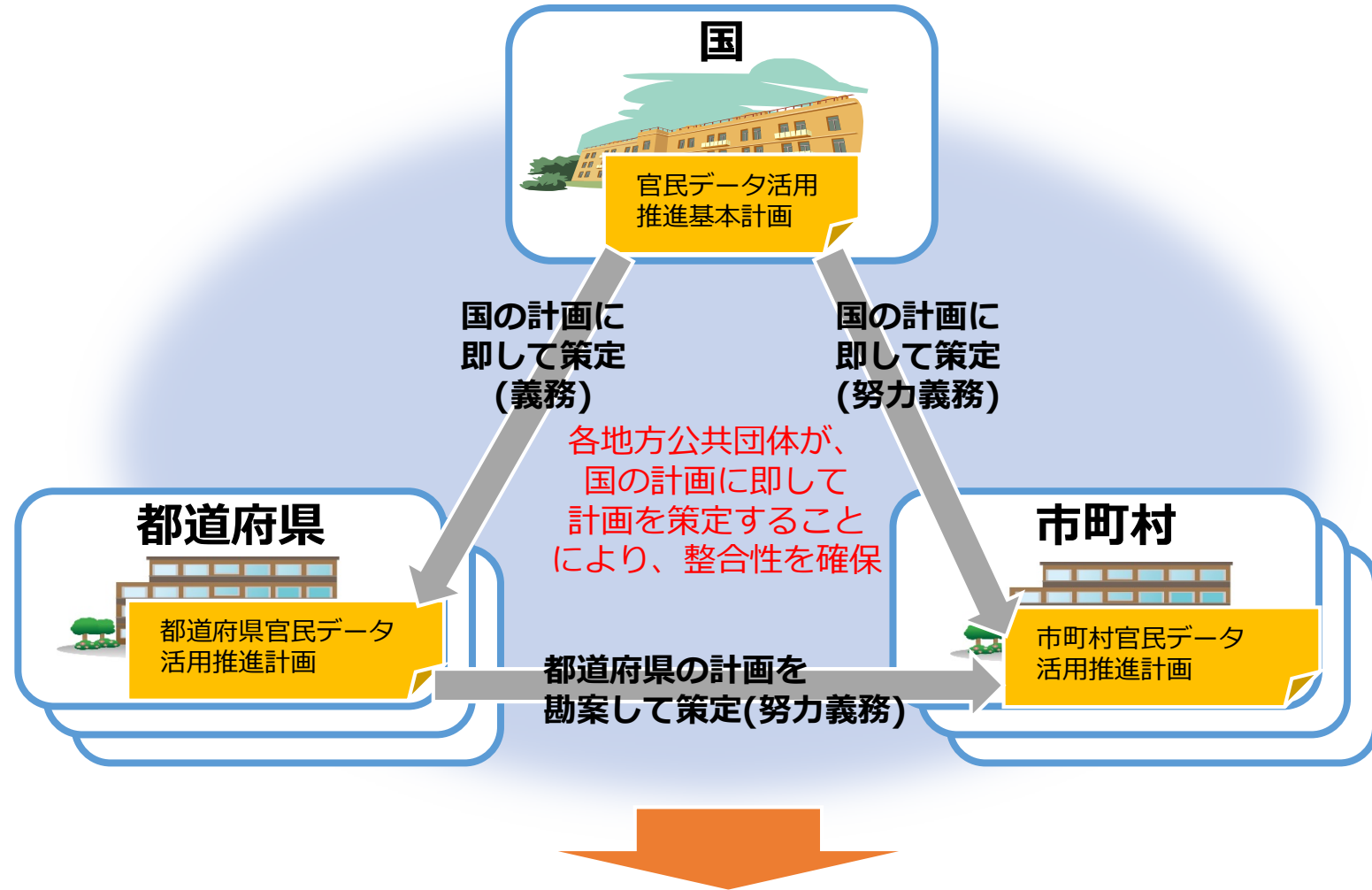
第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスプラットフォーム)
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）
- ◆ **計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）**
- ◆ **地方公共団体への協力**

官民データ活用推進基本計画等の策定（国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保）



- ・ データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- ・ 国民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを楽しむ社会の実現
- ・ 防災や見守りをはじめ、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定について

地方公共団体

都道府県


官民データ活用推進基本計画に即し、
都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務】(官民データ活用推進基本法9条1項)

市町村

官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して
市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】(9条3項)

【地方公共団体の施策に関する主な事項】

- ・ 行政手続に係るオンライン利用の原則化 (10条1項)
- ・ 自らが保有する官民データの活用の推進(オープンデータの推進) (11条1項)
- ・ マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等 (13条)
- ・ 利用の機会等の格差の是正 (14条)
- ・ 自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し (15条1項)

- 
- 上記計画の策定に当たり、今後、秋頃を目途に計画に盛り込むべき施策等を記載した「地方版官民データ計画の雛型」を作成し、地方公共団体に示す予定
 - 上記地方公共団体の施策に関する主な事項についても、雛型に盛り込むことにより、国・地方一体となった取組を推進
 - 雛型で示した施策を全て盛り込むことは求めない。スモールスタートでも取り組んでもらうことを重視する。

【ご参考】 官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法における基本的施策）

19条 国と地方の施策の整合性

- ・ 地方の計画雛型の作成と計画策定支援
- ・ 地域におけるデータ利活用の環境整備

等



行政(地方)

行政(国)

民間

オープンデータ

オープンデータ
(協調分野)

10条 行政手続等のオンライン化原則

- ・ 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の**棚卸し**
- ・ オンライン化原則に向けた**一括整備法**
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、**登記事項証明書等の提出不要化等**

- （医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の効率化・高度化
- ・ 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化
- ・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービスの推進

等

11条 オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- ・ 国等が保有する行政データの**棚卸し**
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに即したオープンデータ推進)
- ・ オープンデータ・バイ・デザインの推進
- （訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光情報のオープンデータ化を推進
- ・ **交通事故及び犯罪**に係る情報の**公開の在り方の検討**

等

15条1項 情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- ・ 国・地方を通じた行政全体の**デジタル化(ペーパーレス化を含む。)**
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- ・ 政府情報システム改革
- ・ サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進
- （「**デジタル・ガバメント推進方針**」に基づく政府横断的な実行計画の策定(平成29年)、各府省の中長期の戦略的な計画の策定(平成30年上半年期)

等

12条 データ利活用のルール整備

- ・ いわゆる**情報銀行**や**データ取引市場**等の実装に向けた制度整備
- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進(日米、日EU、G7、APEC等)

15条2項

分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

(データの標準化(語彙、コード、文字等)、API、認証機能等を含む)

- ・ **分野横断的に連携できるプラットフォームの整備の検討**
- （**農業データ連携基盤の構築**
- ・ 銀行システムのAPI(外部接続口)の公開の促進
- ・ 国・地方公共団体・事業者等における**災害情報の共有の推進**

等

マイナンバー制度

13条 マイナンバーカードの普及・活用

- ・ **身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進**(「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」)
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進(マイキープラットフォームの活用等)
- ・ 海外における公的個人認証機能の継続利用

等

14条 デジタルデバイド対策

- ・ 離島などの条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進
- ・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- ・ Webアクセシビリティ確保のための環境整備

等

16条 研究開発

- ・ **次世代人工知能技術**の研究開発の推進
- （「**官民ITS構想・ロードマップ**」に基づいた取組の推進
- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証

等

17条・18条 人材育成・普及啓発等

- ・ **データ活用の専門的知識や技術を有する人材の育成**
- ・ **セキュリティ・IT人材の計画的な育成**
- ・ IoTネットワークを運用・管理する人材の育成
- ・ プログラミング教育の普及推進
- ・ シェアリングエコノミーサービスの普及
- ・ テレワークの普及

等